

**NPO 法人田園ラグビースクール**  
**倫理委員会規程**

(目的)

第1条

特定非営利活動法人田園ラグビースクール（以下「本法人」という。）は、倫理規程第5条に従い、この規程の実効性を確保するため、本法人に倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本法人及び本法人関係者における倫理規程の遵守及び処分に関すること。
- (2) 前号について、周知徹底を図るとともに、倫理規程第4条に掲げる禁則行為が本法人関係者によって行われた疑いがある場合は、倫理規程第6条に基づき、理事会の要請により事実確認等を行い、その結果を理事会に報告すること。

(委員)

第3条

委員会に次の委員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 2名

2 委員は本法人の会員から2名を選出し理事会に諮って、理事長が委嘱する。

(委員長)

第4条

委員長は、委員から選出し理事会で協議し理事長が委嘱する。

(任期)

第5条

委員の任期は委嘱日より開始し1年間とする、ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条

委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開会する事が出来ない。
- 3 委員は、自己に関係のある事案についての議事に参与する事が出来ない。ただし、委員長の同意があった場合には、会議に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 4 委員長が必要と認めた時は、参考人に出席を求め、その意見を聴取する事が出来る。
- 5 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

#### 第7条

本規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、理事会の承認を受けて変更する事が出来る。

#### 附則

- 1 この規程は、2024年8月1日から施行する。(2024年7月21日理事会決議)